

山梨県公報

第千四百十九号

平成十五年

九月二十九日

月 曜 日

目 次

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期 日を定める規則	六〇九
山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	六〇九
山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	六〇九
山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	六一〇
告 示	
土地収用事業の認定	六一三
道路の区域変更(二件)	六一三
道路の供用開始	六一四

規 則

山梨県規則第八十号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第四十四号)の施行期日は、平成十五年十月一日とする。

山梨県規則第八十一号

山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「第四条」を「第三条」に、「現金領収票」を「現金領収書」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一項中「第二号様式」を「第一号様式」に、「第三号様式」を「第二号様式」に、「現金領収票」を「現金領収書」に改め、同条第二項中「は、青少年及びその指導者が」を「の発行を受けた者は」に改め、同条を第三条とする。

第一号様式を削る。

第二号様式中「（五）」を「（三）」に、「（四）」を「（二）」に改め、同様式注を削り、同様式を第一号様式とする。

第二号様式の二及び第二号様式の三を削る。

第三号様式中「（五）」を「（三）」に改め、同様式注を削り、同様式を第二号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則第五条第一項の規定により発行した回数券は、この規則による改正前の山梨県立青少年センター設置及び管理条例施行規則第三条第一項の規定により発行した回数券とみなす。

山梨県規則第八十二号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第三号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に、「自動車事故対策センター」を「独立行政法人自動車事故対策機構」に、「日本障害者雇用促進協会」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に、「日本体育・学校

健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

第五十三条の二の第二項中「韮崎市」の下に「南アルプス市(平成十五年三月三十一日における旧櫛形町の区域に限る。)」を加え、「櫛形町」を削る。

「 1 2 3 4 5 6 7 8
 第四十八号様式注以外の部分中 1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 9

9 1 0 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 2 0 2 1 2 2」 1 1 1 2 1 3 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 1 9

1 0 「1 0 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益
 2 0」 2 改め' 同様式注中 1 1 公募証券投資信託の収益の分配」 1 0

「1 2 「1 1 「1 4 国外
 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益」 1 2 1 3」 1 3」 1 2」 1 4 1 5 特定

公募投資信託等の収益の分配 「1 3 国外私募公社債等運用投資信託等の収
 投資法人の投資口の配当等」 1 3 の分配

「1 6 「1 4
 1 7 1 5
 1 8 1 6

1 9 1 7 2 改め'。
 2 0 1 8
 2 1 1 9
 2 2 2 0」

附則
 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二十条の五第三号の改正
 規定中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める部分は
 平成十六年三月一日から、第四十八号様式の改正規定は同年一月一日から施行する。

山梨県規則第八十三号

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

山梨県私立学校法等施行細則(昭和四十八年山梨県規則第三号)の一部を次のように

改正する。

第十二条第一項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第四項中「第九
 条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十三条第一項中「第二条第三項、第四条第六項及び第十項並びに第九条第五項」を
 「第二条第四項、第四条第七項及び第十項並びに第九条第六項」に改める。

第十六条に次の一項を加える。
 2 施行規則第四条の三第二項の学校法人寄附行為変更届出書は、第二十六号様式の二
 によるものとする。

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式（第15条関係）

年 月 日

山梨県知事

殿

申請人

主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

学校法人寄附行為変更認可申請書

学校法人 〃の寄附行為を次のとおり変更したいので、私立学校法第45条第1項及び私立学校法施行規則第4条第 〃項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 寄附行為変更の条項（新旧の比較対照表を併せて記載すること。）

2 変更の事由

注 添付書類は、次のとおりとする。

- 1 寄附行為所定の手続（私立学校法第42条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類
- 2 寄附行為
- 3 新たに私立学校を設置する場合等にあつては、私立学校法施行規則第4条第7項に規定する書類
- 4 従来設置していた私立学校を廃止する場合等にあつては、私立学校法施行規則第4条第10項に規定する書類
- 5 従来設置していた私立学校を廃止し、その職員組織、施設、設備等を基に、他の私立学校を設置する場合等にあつては、私立学校法施行規則第4条第11項に規定する書類
- 6 新たに収益事業を行う場合にあつては、私立学校法施行規則第4条第12項に規定する書類

第26号様式の2（第16条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出人

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

印

学 校 法 人 寄 附 行 為 変 更 届 出 書

学校法人 〃 の寄附行為を次のとおり変更したので、私立学校法第45条第2項及び私立学校法施行規則第4条の3第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 寄附行為変更の条項（新旧の比較対照表を併せて記載すること。）
- 2 変更の事由

注 添付書類は、次のとおりとする。

- 1 寄附行為所定の手続（私立学校法第42条に規定する手続を含む。）を経たことを証する書類
- 2 寄附行為

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

山梨県告示第四百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」といふ。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。
平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称
山梨県知事

二 事業の種類
女性・若者等活動促進施設建設事業

三 起業地
山梨県知事

1 収用の部分
山梨県知事

2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由
女性・若者等活動促進施設建設事業（以下「本事業」といふ。）は、法第三条第

三十二号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件
起業者は、建築工事費等については既に財政措置を講じ、用地補償費については平成十五年度に財政措置を講ずることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件
起業者は市内の山村地域である田野町、清哲町及び神山町に地域住民のコミュニ

ティ活動の拠点施設を建設することとしており、本事業はその三箇所目となる神山町に女性・若者等活動促進施設を建設する事業である。本施設は、地域の女性、若者、高齢者等の学習・文化・健康づくりの場及び世代間交流の場としての利用が見込まれると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、

失われる公共の利益は軽微であると考えられること。

(三) 起業地は、利便性、経済性、安全性等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業に係る起業地の範囲は、予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件
本事業は、平成十一年度に山梨県が策定した、新山村振興等農林漁業特別対策事業実施計画に位置付けられた事業であり、早急に施行する必要性が高い事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論
1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所
山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百七十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧 別	新 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東八代郡御坂町大字上黒駒字西馬鞭三三五七番の一地先から 東八代郡御坂町大字上黒駒字西馬鞭三五四	旧	新	八・五	二二五・〇
			九・〇	

八番の一地先まで	新	九・五 二四・〇	一二五・〇
----------	---	-------------	-------

山梨県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四四番の一地先から 北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の二〇五二地先まで	二〇・四 三三・〇	二〇・四 五二・八	四〇〇・〇	四〇〇・〇

山梨県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
道一般	一四一号	北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四四番の一地先から 北巨摩郡高根町大字清里字念場原三五四五番の九六三三地先まで	一三三・三・〇	平成十五年 九月二十九 日